

マレーシアにおける実体審査及び早期審査の形態と実務上の留意事項

2014年10月06日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

マレーシア特許プラクティスによれば、実体審査請求として、マレーシア特許庁によるサーチおよび実体審査に基づく「通常実体審査」(“Normal Substantive Examination”)、対応外国特許庁による同一または実質同一発明に対する実体審査に基づく「修正実体審査請求」(“Modified Substantive Examination”)があります。更に、2011年2月15日以降、審査の早期化を請求することが可能となりました(優先日/出願日から20ヵ月以内に査定(Regulation 27E 参照))。

上記のように審査の早期化が請求できるようになりましたが、依然として、出願から審査完了までに要する期間が長く、通常実体審査の場合、平均6年程度と言われていています。マレーシアが日本企業の生産拠点となっていること、日本からマレーシアへの特許出願件数が2012年段階で1,248件と増加していること、出願から審査完了までの期間短縮を求める声が産業界から上がっていること等に鑑み、2014年10月1日からPPHが利用できるようになりました。

以下に、マレーシアにおける実体審査および早期審査の形態について説明します。

【全11頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.